

【対策本部会議次第】

第1回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
危機対策本部会議

日時：令和4年11月20日（日）
15：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について

1 農場の概要

所在地：青森県上北郡横浜町（令和4年4月15日に発生した農場と同一）

飼養羽数：約130,000羽

うち疫学関連施設（食鳥処理場）：約8,000羽

用途：肉用鶏（ブロイラー）

畜舎数：18棟（うち4棟空舎）、セミウインドレス平飼い

2 経緯

(1) 農場から県への通報

ア 日時 令和4年11月19日（土） 15時30分

イ 内容 死亡家きんが増加

(2) 現地調査（立入検査）

むつ家畜保健衛生所が立入りし、高病原性鳥インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。

検査羽数 13羽（死亡家きん11羽、生きている家きん2羽）

※結果 4羽陽性（死亡家きん4羽）

(3) 遺伝子検査（PCR検査）

青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中11羽でPCR検査の陽性を本日12時00分に確認した。

(4) 農林水産省による疑似患畜の確認

国が、県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定した。

3 防疫対応

(1) 発生農場の措置

- ・第1班として、本庁農林水産部職員62人を動員し、本日、速やかに殺処分を開始
- ・今後、殺処分及び埋却について6日程度を要する見込み

(2) 周辺農場の防疫措置

発生農場を中心として半径3km以内の区域を移動制限区域、半径10km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定

移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km以内）	5	約700,000羽 5農場中4農場で飼養
搬出制限（10km以内）上記除く	4	約370,000羽 4農場中2農場で飼養

(3) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に次ページのとおり4か所に消毒ポイントを設置予定(このうち緊急消毒ポイント設置済み)

(4) 調査・検査

国と県が協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

4 情報提供

(1) 注意喚起

生産者に対して本事案を踏まえ注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施する。また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促す。

(2) 風評被害の防止

感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

(3) 相談窓口の設置

本庁及び出先機関に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係→畜産課
- ・人の健康関係→保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係→自然保護課

(4) 定例記者発表の開催

当面の間、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者発表を開催

消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	
①	横浜町除雪ステーション	横浜町字林ノ後
②	南地区交流センター	横浜町吹越82-1
③	七戸畜協雲雀平牧場入口	野辺地町字向田

消毒ポイント

